

松山市要綱第49号
平成29年5月19日
平成31年3月29日改正

松山市長 野 志 克 仁

松山市優良種苗供給事務取扱要綱をここに公布する。

記

松山市優良種苗供給事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市農業の生産性の向上並びに農業者の経営の安定及び所得の向上を図るため、市が、松山市農業指導センターで育苗・生産した優良種苗を有償で供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「優良種苗」とは、松山市農業指導センター条例（昭和62年条例第9号）第3条の規定に基づき育苗・生産された栄養繁殖性植物及び種子繁殖性植物の種苗をいう。

(供給対象者)

第3条 優良種苗の供給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の区域内において農業生産活動を実施する者であって、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は同法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた新規就農者

イ 農業協同組合

ウ 生産組織又は営農集団

エ 市の農業振興のため市長が特に優良種苗を供給する必要があると認める農業者又は団体

(2) 次のアからウまでのいずれにも該当する農地において、供給される優良種苗に係る

作物を市長が別に定める面積以上栽培することができる者（農業協同組合、生産組織、営農集団及び市の農業振興のため市長が特に優良種苗を供給する必要があると認める団体にあつては、その組合員又は構成員に供給される優良種苗に係る作物を当該面積以上栽培させることができる者）

ア 本市の区域内に存する農地

イ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により愛媛県知事が指定した農業振興地域内の農地

ウ 自ら所有し、若しくは借り受け、又は農作業受託契約（生産した農作物を販売する権利を有するものに限る。以下このウにおいて同じ。）を締結して耕作を行う農地（農業協同組合、生産組織、営農集団及び市の農業振興のため市長が特に優良種苗を供給する必要があると認める団体にあつては、供給される優良種苗を作付する組合員又は構成員が所有し、若しくは借り受け、又は農作業受託契約を締結して耕作を行う農地）

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者（生産組織、営農集団及び市の農業振興のため市長が特に優良種苗を供給する必要があると認める団体にあつては、供給される優良種苗を作付する構成員が市税を滞納している者）その他優良種苗を供給することが適当でないと市長が認める者は、供給対象者となることができない。

（供給の申請）

第4条 優良種苗の供給を受けようとする者は、優良種苗供給申請書（様式第1号）に別表に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、添付する書類の一部を省略することができる。

（供給の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、供給可能数量の範囲内で供給数量を決定し、優良種苗供給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による優良種苗の供給決定をするときは、必要な指示をし、又は条件を付けることができる。

（変更等の申請）

第6条 前条第1項の規定による優良種苗の供給決定を受けた者（以下「供給決定者」という。）は、第4条の規定により提出した申請書の記載事項に変更が生じたとき又は優

良種苗を要しなくなったときは、優良種苗供給変更等申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、供給可能数量の範囲内で供給数量の変更又は取りやめを決定し、優良種苗供給決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による優良種苗の供給決定をするときは、必要な指示をし、又は条件を付けることができる。

（供給の実施等）

第7条 優良種苗は、市長が指定する場所において供給する。

2 優良種苗の代金の額は、優良種苗の育苗・生産等に要する実費の範囲内で市長が別に定める。

3 供給決定者は、市長が定める期日までに、優良種苗の代金を市に納付しなければならない。

（優良種苗の管理）

第8条 供給決定者は、優良種苗の管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 優良種苗を供給の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

(2) 優良種苗に係る作物の健全な育成に努め、市長が別に定める期間栽培を継続すること。

(3) その他優良種苗を管理するに当たり市長が必要と認める事項

（供給決定の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、優良種苗の供給決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事故等によって優良種苗を供給できる見込みがなくなったとき。

(2) 供給決定者が第5条第2項又は第6条第3項の規定による指示若しくは条件に違反したとき。

(3) 供給決定者が偽りその他不正な手段により優良種苗の供給を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により供給決定を取り消し、又は変更した場合において、既に供給した優良種苗があるときは、供給決定者に対してその全部又は一部の返還を請求する

ものとする。

3 前項の規定により優良種苗の返還を請求された者は、市長が指定した期限までに、当該請求に係る優良種苗を市長が指定した場所に返還しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の規定により優良種苗の返還を請求された者は、優良種苗を返還することができない特別の理由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、当該返還に係る優良種苗の焼却又は伐採を行うことができる。

5 前2項の規定による優良種苗の返還、焼却又は伐採に要する費用は、当該行為者の負担とする。

(市の賠償責任)

第10条 前条第1項の規定により優良種苗の供給決定を取り消し、又は変更した場合において、供給決定者又は第三者に損害が生じることがあっても、市はこれに対して一切の責任を負わない。

2 前条第1項の規定により優良種苗の供給決定を取り消し、又は変更したときは、市は、同項第1号に該当する場合を除き、供給決定者が既に支払った優良種苗の代金を返還しない。

(指導監督)

第11条 市長は、優良種苗の供給に関して、必要に応じて調査し、又は供給決定者に対して指示を行い、若しくは報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条第1項の規定による供給決定を受けた者については、第6条から第11条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

申請者	添付書類
<p>農業経営改善計画の認定を受けた農業者及び青年等就農計画の認定を受けた新規就農者</p>	<p>(1) 市税の滞納がないことを証する書類 (2) 供給される優良種苗を作付する位置を示した図面 (3) 農業経営改善計画認定書又は青年等就農計画認定書の写し (4) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>農業協同組合</p>	<p>(1) 市税の滞納がないことを証する書類 (2) 供給される優良種苗を作付する位置を示した図面 (3) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>生産組織，営農集団並びに市の農業振興のため市長が特に優良種苗を供給する必要があると認める農業者及び団体</p>	<p>(1) 供給される優良種苗を作付する者の市税の滞納がないことを証する書類 (2) 供給される優良種苗を作付する者に係る出荷・販売証明書（様式第2号）又は出荷・販売先が当該者に対して発行した出荷・販売した農産物の品目，数量，期間等が分かる書類の写し (3) 供給される優良種苗を作付する位置を示した図面 (4) 生産組織，営農集団又は市の農業振興のため市長が特に優良種苗を供給する必要があると認める団体の場合は，規約及び構成員名簿 (5) その他市長が必要と認める書類</p>